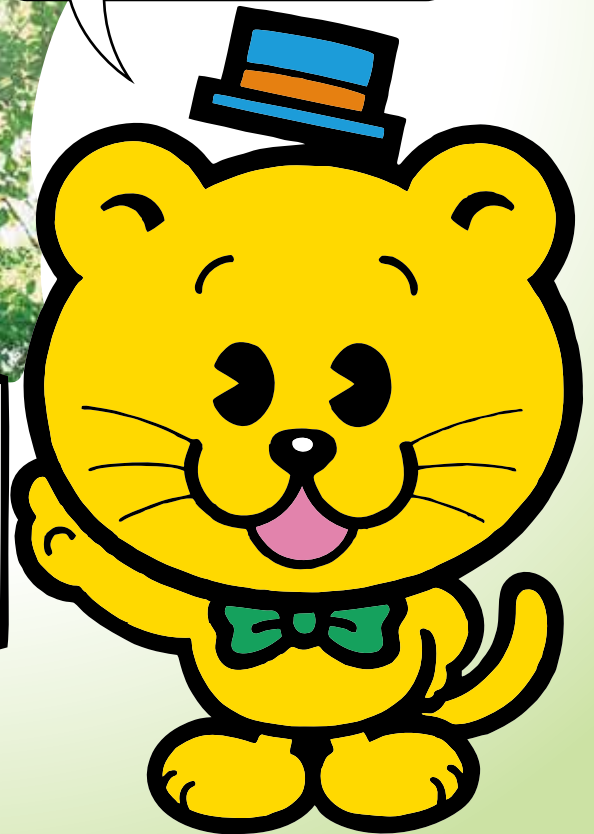
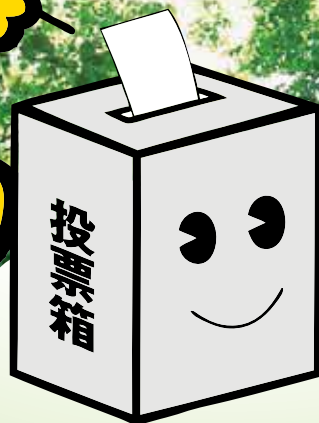


千葉県選挙

中学3年生用

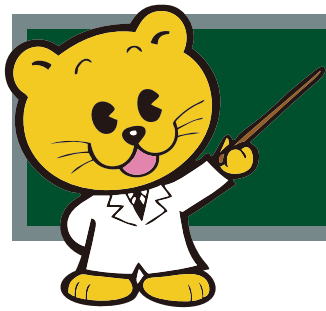
せんきょちゃん
私たちと一緒に、「選挙」
について学びましょう。

せんきょ君
みんなは「選挙」について、
知っているかな？
これからぼくたちが、千葉県
の選挙について紹介するよ。



せんきょ君は、千葉県の明るい選挙の
シンボルキャラクターです。

千葉県



選挙のながれ

選挙はどうやって行うのか見てみよう。



立候補

よし！
がんばるぞ



代表者となって、みんなのために働く気持ちのある人は、立候補するための届出をします。



選挙運動

選挙に立候補した人は、一定期間選挙運動をすることができます。

立候補者

自分の考えを
アピール

有権者

候補者の考えを
知る

投票日

投票



投票日に決められた投票所に行きます。



入場券を出して受付をします。(入場券が届かなかったり、なくしてしまった場合でも、投票ができます。)



投票用紙をもらいます。

投票用紙

投票管理者



選びたい候補者1人の名前を自分で投票用紙に書きます。

投票立会人

当選の決定

開票が終わり、候補者別の得票数が出たら、得票数の多い順に当選人が決定されます。



開票

投票用紙は、市区町村ごとに開票所に集められます。そこで投票用紙の点検が行われ各候補者ごとの得票数が計算されます。



投票箱へ
入れます。



選挙の意義

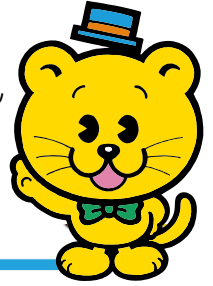
私たちの国は、国民が選挙で選んだ代表者によって政治が行われる議会制民主主義です。選挙は、私たちが政治に参加し、その意思を政治に反映させることのできる最も重要な機会です。

そして、みんなの意思を正しく政治に反映させるため、納税額や性別によって選挙権に差別を受けない普通選挙、社会的身分や財産等によって差別なく平等に一人一票である平等選挙、自由な意思による投票を保障するための秘密投票、直接自分たちの代表者を選ぶ直接選挙などの選挙の基本原則があります。

投票日当日に投票に行けないときは？

① 期日前投票

投票日当日に旅行などの予定があり、投票所に行けない人は、期日前投票に行きましょう。期日前投票所の場所や時間は、投票所入場券や各市区町村HPなどで確認することができます。



期日前投票の方法

①

投票所入場券を持って、市区町村役場等に設置された期日前投票所に行きます。市区町村によっては、駅周辺や商業施設等にもあります。

②

投票の前に、投票日当日に旅行等で投票に行けないことの宣誓書を提出します。宣誓書には、住所・氏名・生年月日を記入します。

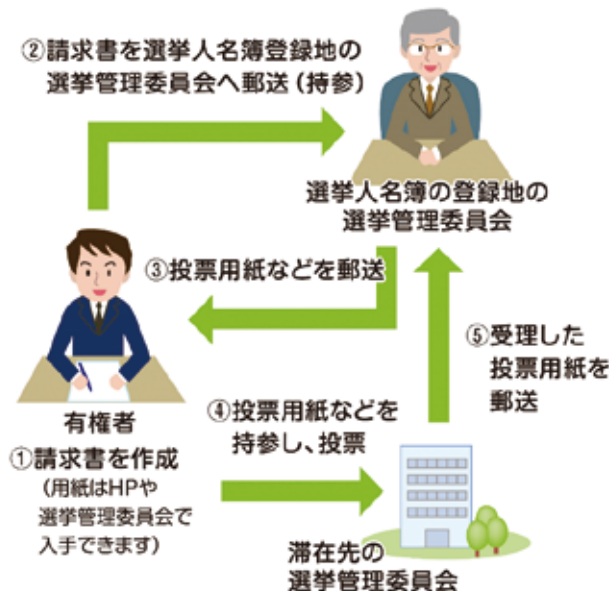
③

宣誓書提出後は、当日投票と同様の手順です。

② 不在者投票

選挙期間中に旅行などで遠方に滞在している人や、病院などに入院している人は、不在者投票の手続きをすれば、滞在先で投票することができます。

不在者投票の方法



郵送等に時間がかかるから、余裕を持って手続きしよう。



選挙にはいろいろな種類がある！



選挙には国会議員を決める選挙や地方の首長や議会の議員を決める選挙があるんだよ。

みんなの意見をいろいろな場所で反映させるために、下の表のように選挙にも種類があるのね。



(令和5年7月1日現在)

選挙の種類		選び方	選挙権	被選挙権	任期
国の選挙	衆議院議員選挙	小選挙区選出 (定数14人)	日本国民で満18歳以上であること。	日本国民で満25歳以上であること。	4年
		比例代表選出 (南関東ブロック 定数23人)			
	参議院議員選挙	選挙区選出 (定数6人)	日本国民で満18歳以上であること。	日本国民で満30歳以上であること。	6年
		比例代表選出 (全国100人)			
地方の選挙	千葉県知事選挙 (定数1人)	千葉県を1つの単位として知事を選びます。	日本国民で満18歳以上であること。 引き続き3ヶ月以上、千葉県内の同一の市町村に住所があること。	日本国民で満30歳以上であること。	4年
	千葉県議会議員選挙 (定数95人)	千葉県を41の選挙区に分け、その選挙区を単位として議員を選びます。		日本国民で満25歳以上であること。 千葉県議会議員の選挙権を持っていること。	4年
	市町村長選挙 (定数1人)	市町村を1つの単位として長を選びます。	日本国民で満18歳以上であること。 引き続き3ヶ月以上、その市町村に住所があること。	日本国民で満25歳以上であること。	4年
	市町村議会議員選挙 (定数10～50人)	市町村を1つの単位として議員を選びます。 ただし、特に必要があるときは条例で選挙区を設けることができます。		日本国民で満25歳以上であること。 その市町村議会議員の選挙権を持っていること。	4年

※定数は千葉県の定数。なお衆議院議員の定数・選挙区は次回の選挙から適用。

選挙権は、私たちの代表を選挙で選ぶ権利。被選挙権は、みんなの代表になるため選挙に出る権利です。

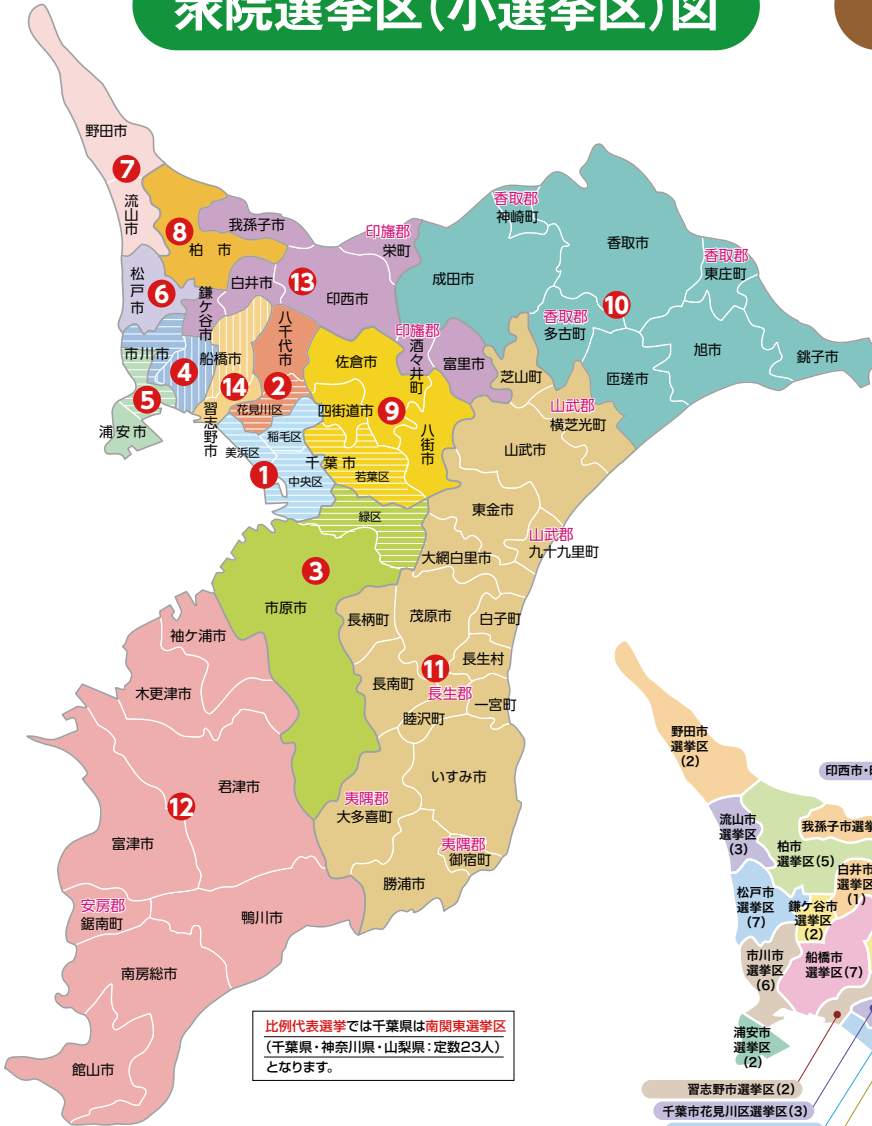


住んでいる市町村の選挙区について調べてみよう

★衆議院議員選挙の小選挙区は、千葉県 区です。

★千葉県議会議員選挙の選挙区は、 選挙区で定数 名です。

衆院選挙区(小選挙区)図



比例代表選挙では千葉県は南関東選挙区(千葉県・神奈川県・山梨県:定数23人)となります。

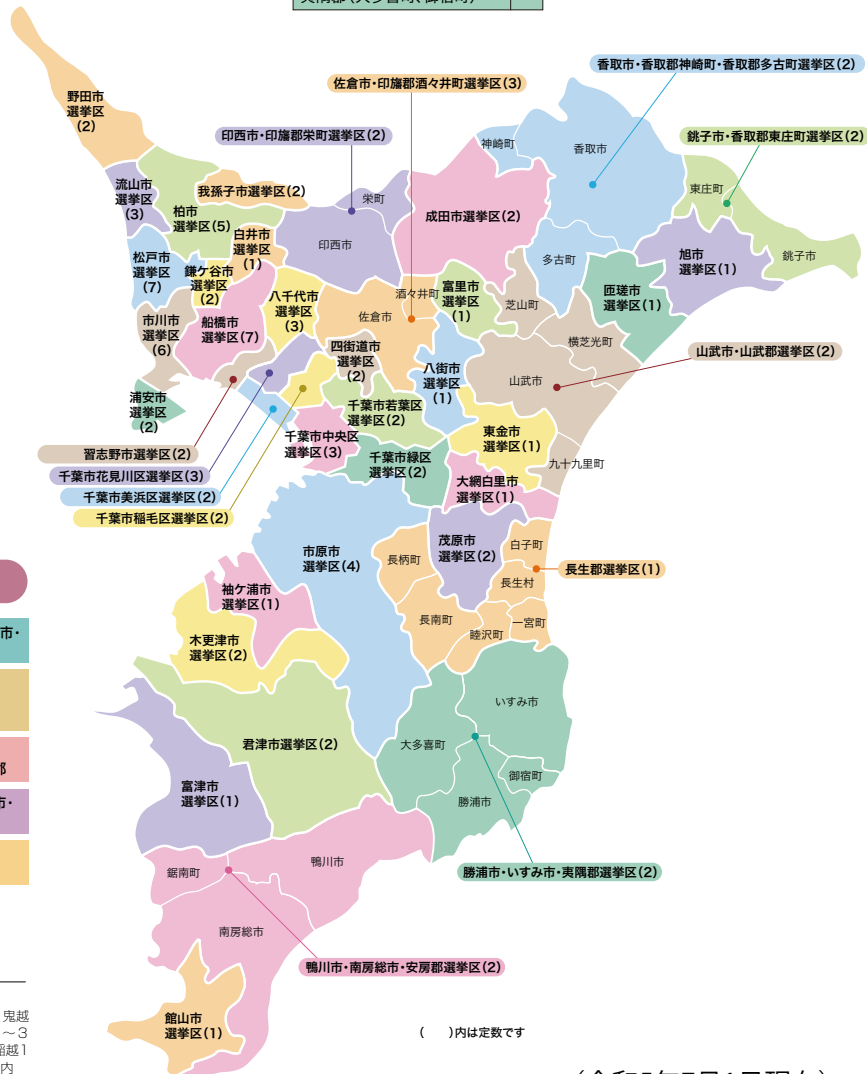
衆議院議員選挙小選挙区一覧

- | | |
|--|---|
| 第1区 千葉市(中央区・稲毛区・美浜区) | 第10区 銚子市・成田市・旭市・匝瑳市・香取郡 |
| 第2区 千葉市(花見川区)・八千代市 | 第11区 茂原市・東金市・勝浦市・山武市・いすみ市・大網白里市・山武郡・長生郡・夷隅郡 |
| 第3区 千葉市(緑区)・市原市 | 第12区 館山市・木更津市・鴨川市・君津市・富津市・袖ヶ浦市・南房総市・安房郡 |
| 第4区 市川市(※注1)・船橋市(本庁管内・船橋市西船橋出張所管内・船橋市船橋駅前総合窓口センター管内) | 第13区 我孫子市・鎌ヶ谷市・印西市・白井市・富里市・印旛郡 |
| 第5区 市川市(第4区に属しない区域)・浦安市 | 第14区 船橋市(第4区に属しない区域)・習志野市 |
| 第6区 松戸市 | |
| 第7区 野田市・流山市 | |
| 第8区 柏市 | |
| 第9区 千葉市(若葉区)・佐倉市・四街道市・八街市 | |

※注1: 第4区に属する市川市の区域
 本庁管内(国府台1~6丁目、市川4丁目、真岡4~5丁目、東菅野4~5丁目、宮久保1~6丁目、鬼越1~2丁目、鬼高1~4丁目、高石神、中山1~4丁目、若宮1~3丁目、北方1~3丁目、本北方1~3丁目、北方町4丁目、国分1~7丁目、中国分1~5丁目、北国分1~4丁目、須和田1~2丁目、稲越1~3丁目、曾谷1~8丁目、下貝塚1~3丁目、東国分1~3丁目、堀之内1~5丁目) 大柏出張所管内

県議選選挙区図

選挙区	定数	選挙区	定数
長生郡(一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町)	1	市原市	4
千葉市中央区	3	流山市	3
千葉市花見川区	3	八千代市	3
千葉市稲毛区	2	我孫子市	2
千葉市若葉区	2	鴨川市・南房総市・安房郡(鋸南町)	2
千葉市緑区	2	鎌ヶ谷市	2
千葉市美浜区	2	君津市	2
銚子市・香取郡東庄町	2	富津市	1
市川市	6	浦安市	2
船橋市	7	四街道市	2
館山市	1	袖ヶ浦市	1
木更津市	2	八街市	1
松戸市	7	印西市・印旛郡栄町	2
野田市	2	白井市	1
茂原市	2	富里市	1
成田市	2	匝瑳市	1
佐倉市・印旛郡酒々井町	3	香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町	2
東金市	1	山武市・山武郡(九十九里町、芝山町、横芝光町)	2
旭市	1	大網白里市	1
習志野市	2		
柏市	5		
勝浦市・いすみ市・夷隅郡(大多喜町、御宿町)	2		



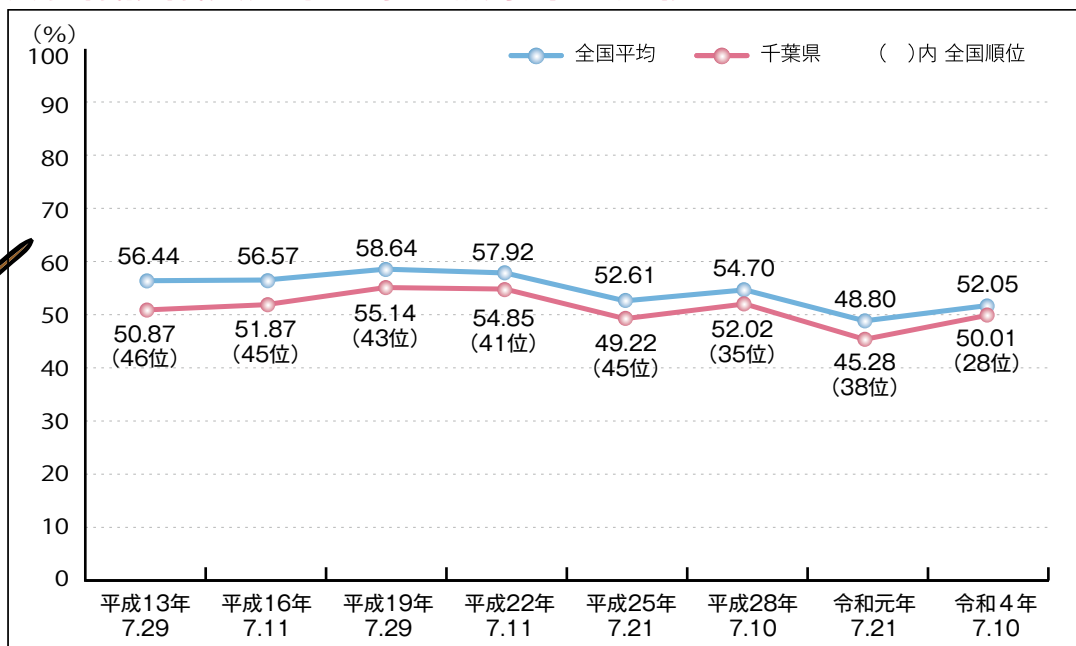
(令和5年7月1日現在)

最近の国の選挙の状況を見てみよう。

★参議院議員通常選挙の投票率の推移

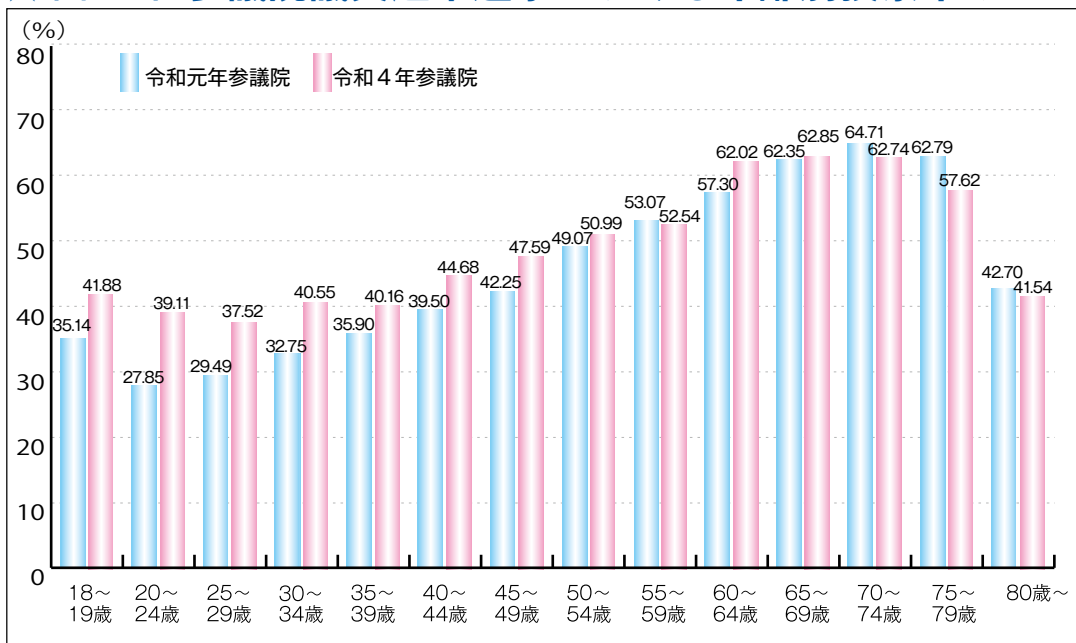


投票率



年齢別投票率

★令和4年 参議院議員通常選挙における年齢別投票率 (千葉県内)



次は、参議院選挙での年齢別投票率のグラフね。

調べてみよう！

令和4年7月10日に行われた参議院議員通常選挙の千葉県の投票率は

%で全国 位でした。

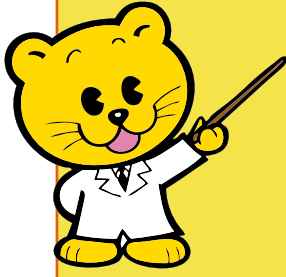
年齢別投票率をみると、一番低いのは ~ 歳の %で

一番高いのは ~ 歳の %です。

なんでこんなに投票しない人があるのかな？理由を考えてみよう。



投票に行かなかった理由



- ① 選挙にあまり関心がなかったから **35%**
- ② 用があったから **28.9%**
- ③ 適当な候補者も政党もなかったから **28%**

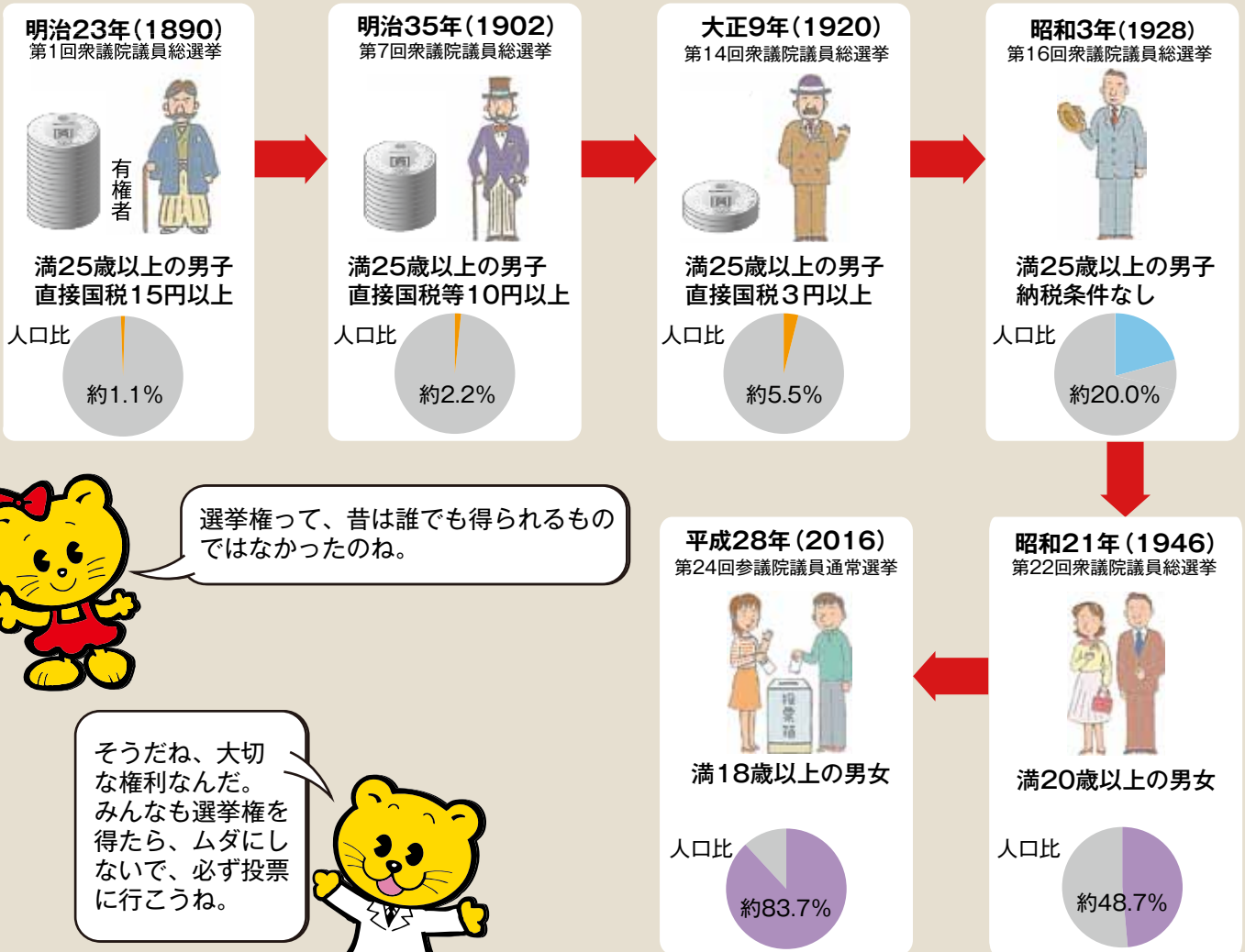
※公益財団法人明るい選挙推進協会「第26回参議院議員通常選挙全国意識調査」

選挙ミニ知識

選挙の歴史 選挙に参加できる権利「選挙権」の歴史について学ぼう。

制限選挙(男子)

男子普通選挙



選挙権って、昔は誰でも得られるものではなかったのね。

そうだね、大切な権利なんだ。みんなも選挙権を得たら、ムダにしないで、必ず投票に行こうね。



完全普通選挙

知っているかな？ 寄附の禁止

政治家は、選挙区内の者に対して、

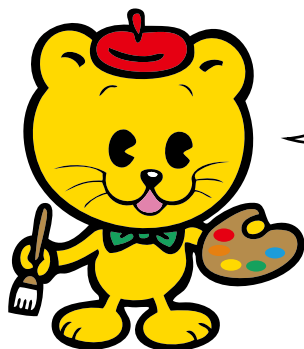
- 運動会・各種スポーツ大会への差し入れ
- お祭りへの寄附
- 町内親睦会・忘年会・新年会への差し入れ
- お歳暮

などをする事は禁止されています。

法律により、政治家の寄附は禁止されています。有権者が寄附を求めてもいけません。

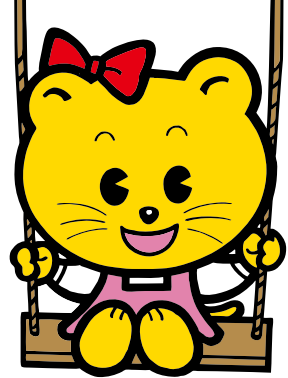


私たちにもできること



みんなはまだ、選挙権を持っていないけど、みんなにもできることがあるんだ。
千葉県では、毎年、明るく、きれいな選挙を推進することをテーマに、ポスターと標語を募集しているよ。

みんなが応募した作品が、実際に選挙啓発に使われるのよ。
みんなもぜひ応募してね！



令和4年度 明るい選挙啓発ポスター 中学校の部 最優秀作品

中学校1年の部



銚子市立銚子西中学校

いけだ あすみ
池田 明日美さん

中学校2年の部



いすみ市立国吉中学校

いしかわ すみれ
石川 遥鈴さん

中学校3年の部



いすみ市立国吉中学校

ふじひら ゆうま
藤平 結生さん

令和4年度 明るい選挙啓発標語 中学校の部 最優秀作品

考えよう 自分の未来を たくす者

いんせいち 西の原中学校3年 田口 福実さん

※学校名・学年は入選当時

名 前

中学校 3年 組

千葉県明るい選挙推進協議会・千葉県選挙管理委員会

千葉県選挙管理委員会ホームページ

<https://www.pref.chiba.lg.jp/senkan/>